

石綿含有産業廃棄物（石綿含有仕上塗材）の取扱いについて

1 石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改定（環境省）

令和3年3月、環境省は「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」を改定した。

石綿含有仕上塗材に係るマニュアル改定の概念図

	廃石綿等	石綿含有産業廃棄物
従来	石綿含有仕上塗材 (吹付け工法)	石綿含有仕上塗材 (吹付け工法以外)
改定後		石綿含有仕上塗材 ※汚泥に該当する可能性がある。

2 本県の対応

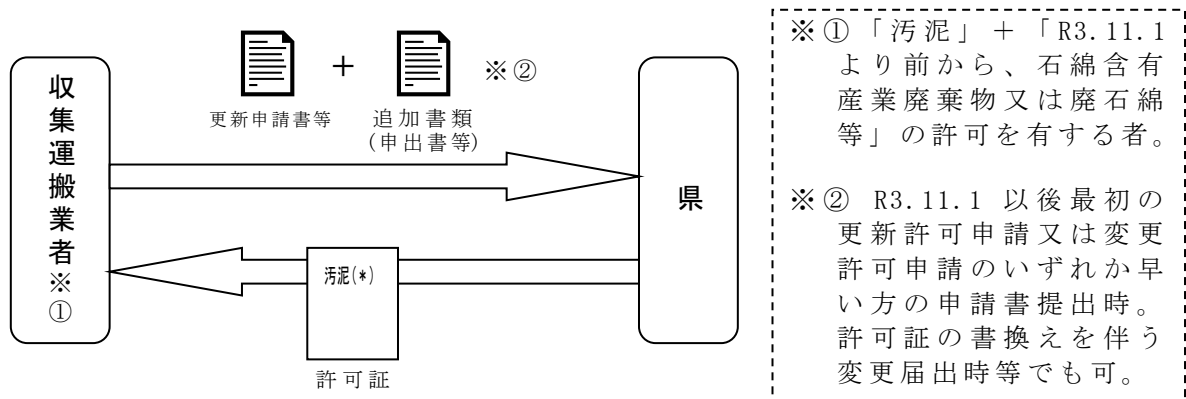
(1) 産業廃棄物の種類の追加

令和3年11月1日から、石綿含有産業廃棄物に「汚泥」を追加することとした。

	旧	新 (R3.11.1~)
石綿含有産業廃棄物	廃プラスチック類	廃プラスチック類
	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず
	がれき類	がれき類
	—	汚泥

(2) 許可証書換えの手続

一定の要件を満たす既存の産業廃棄物収集運搬業者は、変更許可を受けることなく石綿含有産業廃棄物の「汚泥」の取扱いを明記した許可証の交付を受けることができることとした。



R3.11.1 より前から廃石綿等の許可を有する者は、当分の間、石綿含有仕上塗材 (吹付け工法により施工されたものが廃棄物になったものに限る。) を廃石綿等に準じて特別管理産業廃棄物とみなして取り扱うことも可能。